

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による核燃料輸送物設計変更承認申請に係る面談（6）
2. 日 時：令和元年11月12日（火）10時30分～11時55分
3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室
4. 出席者：
原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門
石井企画調査官、山後安全審査専門職、甫出安全審査専門職
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所
環境技術開発センター 環境保全部 環境技術課 4名
5. 自動文字起こし結果：
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。
発言者による確認はしていません。
※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。
6. その他：
【事業者からの配布資料】
資料1 補正申請に向けた安全解析書の点検結果

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	ただいまからJAさんの核燃料輸送物設計変更申請に関わる一部補正について、の面談を行います。
0:00:19	規制庁のホデでございます。今般、補正を出されたということで、その内容についてですね、概要を御説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。
0:00:38	JAEA往来
0:00:41	括弧環境技術課の高須でございます。
0:00:47	本日、第2回目の補正、
0:00:50	はい。
0:00:51	環境技術かで
0:00:54	いや、管理してます重水臨界実験装置イシイへの核燃料物質の
0:01:00	に関わる移送設計承認、
0:01:04	申請書の第2回補正ということで、その内容について説明させていただきたいと思えます。
0:01:12	。
0:01:13	とても今回の2回目の補正としましては、大きく分けて2点でございます。一つはリングの仕様をについて、一部必要に
0:01:27	ここ、
0:01:29	強い仕様の変更、それからもう一つが、設計を設計圧力設計温度について、解析や評価で使った数値についても設計という言葉をつけてましたので、
0:01:46	そこを明確にしております。
0:01:50	説明については、
0:01:53	はい。
0:01:57	添付資料2のほうでまず科医変更の点を
0:02:03	別紙2ですね、すみません、別紙2のほうで変更の内容を
0:02:08	ページごとにちょっと説明させていただきます。
0:02:12	留めページ数でいきますと目次M-15という下つきの人がございます。
0:02:18	別紙についているところでございます。
0:02:29	はい。
0:02:31	FLIPフリップを外したと。
0:02:42	それでは別紙2の目次-15ページ目、の変更でございますけども、これにつきましたは、
0:02:58	。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていいため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:03:01	一つ鉄板の試験条件プロのA-17 表なんですけども、一般の知見条件下における温度と、
0:03:10	いうところが変更前は設計温度というふうになりましたのでここは設計に使う設計温度でございませんで文章上も試験条件に化における温度ということで設計を削除しております。
0:03:27	それから下へ行きましてええの 28 表なんですけども、特別の試験条件下における温度とかという記載してますけども、それにつきましても、
0:03:40	ここ設計温度になってたところを温度に変更しております。
0:03:46	それから、
0:03:49	次に、A-28 ページ目。
0:03:52	でございます。6 章のA-28 ページ目でございます。
0:03:56	これにつきましては、
0:03:59	。
0:04:01	炉少年への 10 秒のリングの機械的性質で [REDACTED] の名称は変わる。
0:04:10	変わらないんですけども、この仕様規格から仕様温度。
0:04:15	それから投資の要目については、当初本位相違については [REDACTED] と、それから、
0:04:24	[REDACTED] の 2 種類のリングを使ってまして、 [REDACTED] 今回の
0:04:35	申請では [REDACTED] だけに絞っております。
0:04:41	そのため、
0:04:43	こう記載が従来は [REDACTED]
0:04:49	申請時は [REDACTED] の記載でありましたんで、 [REDACTED] の域を向こうに変更させていただいています。
0:04:57	大きな
0:04:58	違いとしては、使用温度がウェイマイナス使用温度が等の上限の数値が下がってこの数字に下がってます。
0:05:11	名並びに参考文献なんですけども、この常用し温度の両括弧需要だけだったんですけども、この参考文献行(11)を追加してます。それに伴いまして、以下、
0:05:27	2、20。
0:05:30	29 ページ目の
0:05:32	明日の
0:05:34	常温での下の表の権限強さ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたので、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:05:40	極限強さのところの参考文献が従来は十一番だったの 11、追加したことによりまして 12 款
0:05:52	このような参考文献の変更が多くなっております。
0:05:57	ちょっと 30
0:05:59	よろしく願いの 30 ページ目。
0:06:01	のポアソン比の
0:06:04	マイナスの一番上のどんどんポアソン比も得塗色参考文献チュウさん。
0:06:12	それから、一部への弾性係数とか、
0:06:15	熱膨張係数の参考文献 13、14 とか小さい数字がありますけど、これも番号の繰り上がりでございます。
0:06:25	31 ページ目。
0:06:28	きまして、真ん中辺にボーリングは XXXXXXXXXX でありというところの下の中でございますけれども、常陽の使用温度上限の温度が変更。
0:06:42	になって、
0:06:45	次のページ、来まして 3a-33 ページ目。
0:06:50	うんですけども、
0:06:52	これについても下から 4 行目の、はい。
0:06:57	講師温度の変更でございます。
0:07:00	それから 38 ページ目。
0:07:02	についても、
0:07:06	上から 3 行目の参考文献の数字の繰り上がりでございます。それから
0:07:12	これ、
0:07:13	大飯 1234566 行目の森林どのあたりの参考文献
0:07:20	繰り上がり、
0:07:22	それから 44
0:07:25	40 ページいきまして、これにつきましては、
0:07:32	この熱的試験でこれ熱的試験の項目でございまして、これの試験の設計解析に使用する。
0:07:40	温度圧力の期日でございまして、ここで従来は設計温度とか設計圧力を使ってましたけども、ここにつきましては、設計圧力設計温度というよりは試験に使う。はい。
0:07:56	温度圧力ということで設計を削除させていただいてます六つの両括弧 1 のほうで温度の表題、それから上の 4 ページ目、エリア 4 行目の 77 表に示すのが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※ 3 一部に不開示情報が含まれていたので、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:08:12	設計温度ではなく、温度、
0:08:16	それから両括弧 2 の圧力についても、
0:08:20	こう評価で使う圧力ですんで、下から 2 行目の出力を設計、設計圧力を圧力と いうことで、
0:08:29	評価に使ってますということで記載の変更をしております。
0:08:33	41 ページ目に行きまして、上のA-17の代替A-17 表の表題と右側の欄なん ですけども設計圧力という記載がありました設計温度という記載がありました ところ、温度と、
0:08:49	いうところに修正しております。
0:08:53	あと表題表題ですね、一般試験条件、
0:08:57	下における運動
0:09:01	43 ページ炉のA-43 ページについては、参考文献の繰り上がりでございま す。下から 3 行目。
0:09:12	稜(17)については以前 16 だったのが 17 に修正しております。
0:09:19	同じく、
0:09:21	龔のプロ首相の-47
0:09:25	これにつきましては、
0:09:27	トーク参考文献の変更として、1、
0:09:30	2 行目、両括弧 17 を両(18)
0:09:36	ですから、
0:09:40	7 行目の
0:09:43	九州中性子吸収材の違いが問題になることはない。
0:09:48	それぞれの番号の繰り上がりです。
0:09:53	あと、
0:09:57	15 行目。
0:09:59	そうだと 23 行目のもこれも参考文献になります。
0:10:08	次のページ、
0:10:09	まして、
0:10:14	A-101 ページ目、aにつきましては、
0:10:22	これも表題のところの
0:10:26	このA-2、27 票耐火執行試験における
0:10:30	供試体内部の最高温度の参考文献が 17 から 18 に、
0:10:37	次が 102 ページでございまして、ここにつきましても、設計温度温度に変 更しております。まず、A-28。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※ 3 一部に不開示情報が含まれていたので、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:10:47	保障のA-28 表の右側の欄、
0:10:51	表題でございますけども、これも特別の試験条件における温度に修正させていただきます、
0:10:58	それから右の欄の表の右の欄を設計運動温度。
0:11:08	あと
0:11:11	うん。
0:11:13	ここ直したんですね、運動ボアリング近傍の温度をこういうのが大事ですから、保管同日かね
0:11:22	あれが繰り上がったとかって話よりも、要は、
0:11:26	はい。
0:11:31	規制庁のほうでございます。
0:11:36	特に今回最下再度点検していただいた内容の中で重要なポイントというのは、イズ熱解析で出てきた温度が適正に適切に例えば構造解析とか、
0:11:54	密封解析に反映できてるかどうかというところの点検をしていただいたという認識をしております。したがって、要はリットルのね、要は変更っていうのは、
0:12:10	あと飛ばす以下も簡単にご説明いただければいいと思いますけども、一応御説明の営農な中での趣旨は、例えば熱解析で出てきた温度をこのようにやっていますということで、ここでちゃんと整合がとれてますという御説明をちょっと重点的にしていただければと思います。
0:12:32	特に温度と圧力についてはすべての基本条件であるというところで、そこが狂ってしまうと、すべての解析のようはそれをそれを入力条件としてやっている。
0:12:50	解析そのものの信憑性自身に疑いが出てきますので、そこがしっかりしてるという御説明をちょっとしていただければと思います。よろしくお願いします。
0:13:04	かしこまりました。先ほどの
0:13:10	はい。
0:13:14	環境技術が実施したイシイのタカツドでございます。先ほどの
0:13:21	A-102 ページ目のボアリング近傍の温度なんですけども、これに 140.6°C というふうに今回変更させていただきました。
0:13:31	これにつきましては、ボアリング設計温度以下であること、それからC相なんですけども、当密封解析と次のページに出てきます炉のC-1 ページ目、の特別の試験条件の今度、
0:13:48	これがこれは市イシイの 1 ページは変更はないんですけど、この数字に合わせて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:13:55	うん。
0:13:57	140.6° という数字に変更しております。
0:14:02	はい。
0:15:47	泥症B-20 規制庁のほうでございます。リングの温度は計算で出てくるのは、戦 120。
0:15:59	4.4 とですか、124.4° というのが出てこの 5.3 の熱輸送物温度のところで 131.45。
0:16:11	ていうのがありますよね。
0:16:13	で、さらにそれに柔道を上乘せしたと。
0:16:18	いう考えでよろしいんですか。
0:16:21	だから、要は、
0:16:24	124、この辺が非常にわかりにくいんで例えば 124.4° っていうのは、計算で出ましたということですよ。で、
0:16:37	この 130.45 っていうのは、ボーリングの最高温度としてというところは何にちょっと確認かもしれませんが何に使われているんでしょうか。
0:16:57	はい。
0:17:05	環境技術課の高須でございます。
0:17:09	ボーリングの
0:17:11	設計につきましてはリングの仕様の最高温度を
0:17:16	超えない。
0:17:19	はい。超えないように、いい数字で評価するということでございます。
0:17:30	熱か、先ほどおっしゃられました通り、計算。
0:17:36	基本ボーリング近傍の計算温度で 124.4 でございます、それに
0:17:43	うん。
0:17:45	飲酒
0:17:51	解析では 100 ベッドボーリング最高通常使用最高温度を超えない。
0:17:57	温度で 124.4 度に
0:18:02	設計としては、
0:18:06	委員長。
0:18:14	はい。
0:18:27	はい。
0:18:28	はい。
0:18:48	すみません、熱解析で評価した温度としては 124 度に余裕を持たせて 131.4 コードで評価を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:19:30	JAのヒロカワです。先ほどの内容補足させていただきたいと思います。B-20。
0:19:36	ページのほうで今回 124.4-2 本系統余超音波の裕度を持たせまして 130.45° というふうにしております。この結果につきましてはB-24 ページ、初めの密閉と拡散密封性のこちらのほうで収納容器のOリングの再通常使用温度をここで言うておりますので、
0:19:55	この温度を超えないというような形で熱解析のほうは評価を行っております。
0:20:01	はい。
0:20:17	では、すいません。規制庁方法でございますこの 141.6° で何日使われたんですか。
0:20:29	はい。
0:20:34	環境技術課のタカツドでございます。140.6 度は密封解析のための計算に使った数字でございます。
0:20:59	規制庁方法でございます。
0:21:03	こういうところが非常にちょっと断りと気持ち悪いんですね。
0:21:08	要は、
0:21:10	出てきた温度は出てきた温度で計算されて、それはある程度の保守案の解析をやられて出てきてると思います。それに対して実際の健全性評価をやるとかというところで何度使えますというところにこれもはっきり言って記載の統一をされてないとか
0:21:29	思えないでいいです。はっきり言ってね。
0:21:33	だから、こういうところが
0:21:36	やっぱりしっかり見て欲しいといういったところなんですけれども。いやこここれそのまま見て、どのように考えていく例えばこの安全解析書を第三者的に見たときにね。
0:21:51	一体どういう観点で決めたのか。
0:21:55	例えば保守側に切り上げしましたということで、同じ値が書いてあるんだったらいいですけども、解析ごとに違う値が書いてあるっていうことであれば 100150°Cを下回っているからいいでしょうという話では僕はないと思ってます。
0:22:11	ですからやはりちょっとここは、
0:22:14	どうぞ。どうするかというのはちょっと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※ 3 一部に不開示情報が含まれていたので、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:22:17	ちょっと考えさせてください。この記載でいいとはちょっと私はこの、この場ではちょっといいとは思いません 130730°、140740 とかつちり決めた上でやっていただくと。
0:22:33	いうその上で評価を進めていただくと。
0:22:37	じゃあ何度でもいいのかっていう話になってしまうわけですよね結局そうなるの一つそうすると要は全般としてのこの1本等々ものがないというか、要は、JAさんの安全例えばそれに対する保証の考え方といったような2つということになっちゃいますんで。
0:22:54	別に124度で改定これ [REDACTED] 下回りましても全然問題ないと思いますが、切手解析そのものにいろいろ、当然そこには保守補修を持たせた解析を展開した上で決められていると、さらに実際のほかの解析をやるときには、
0:23:12	例えば10度の余裕を見たとかね、そういうことで話が通っているんであればいいですけども、だから与えがバラバラバラバラしているところが非常に気持ち悪いですし、ちょっと
0:23:25	いかがなものかと考えますんで
0:23:29	ちょっと与あま預かるというか、
0:23:33	どうするかちょっとご検討いただきたいと思います。もうな直さ直すべき結構だと思いますか。
0:23:45	関東技術課の高須でございます。今、検査官のおっしゃられた通り、基本的な数字としては124
0:23:56	添4度の計算値とそれからリングの [REDACTED]
0:24:06	で、
0:24:07	ございます。
0:24:11	わかりました。
0:24:22	はい。
0:24:26	次にの変更点でございますけど、統合はもうほぼ終わりでございまして、
0:24:34	もうあとは参考文献の追加リスト等でございます最後の
0:24:42	添付解析のところについても設計等、それから実際の圧力温度、
0:24:50	業務の
0:24:54	整合性性の変更でございます。
0:24:59	以上が今回の
0:25:02	補正の内容でございます。
0:25:11	せ規制庁の石井です。後1点
0:25:15	情報の取り扱いの観点から教えてもらいたいんですけども、参考文献で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:25:21	オープンにできない四角の利用してる部分があるんですけども、これの理由っていうのは何なんですか。
0:25:38	JAのヒロカワでございます。今ご質問の内容につきましては、今回輸送容器に関しまして、この容器のものが特定される。
0:25:48	文献についてはすべて黒塗りにさせていただきます。
0:25:56	はい。
0:25:57	輸送容器、
0:25:59	はい。
0:26:02	はい。
0:26:02	それをもとにして設計を行っておりますので、そういう大きい自体が特定されるというふうな文書、内容は規制があるものについてはすべて車という形でさせていただきますような国なんてないところにつきましては、規格であったり、あとメーカーからのボーリングのほうの価格でやったりとか、
0:26:22	そういったところだけが今回の公開文書というような形にさせていただきます。
0:26:55	規制庁の石井です。今の点なんですけども、
0:26:59	容器が特定されるってことで、容器名だけをクローズにするのでは全員ですか。
0:27:07	JAのヒロカワでございます。今回輸送容器に関して、そう試験をやった結果であったり、
0:27:16	そこからの分構造に関する内容であったりとかというものがこの参考文献の記載がありますので、そういったところであの文献自体を黒にさせていただきますというふうなところでございます。
0:27:33	規制庁の石井です。委員の今の観点からすると、この文献自身がオープンになってること自身を問題はないんですか。
0:27:47	環境技術課の高須でございます。この文献自体がオープンになっていることは問題はないと思うんですけども、これを使って、今回の
0:27:56	移送容器の設計、
0:27:59	エーツの数値が
0:28:01	ばっかい導かれてしまうという観点で、
0:28:08	容器の
0:28:12	変更申請資料4の記載の場所については来るんで。
0:28:18	非公開ということにさせていただきたいと。
0:28:24	規制庁の石井です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:28:27	別の観点から、
0:28:30	参考文献
0:28:32	を記載を参考文献のNo.自身を
0:28:38	使ってるところでクローズにするのでは、
0:28:41	補えないんですか。そもそも、
0:28:45	うちの中でもこれをクローズにする理由を問われたときに説明し切れるかという観点から、
0:28:52	どの数字の値数字自身もクローズにしている、
0:28:58	参考文献のNo.をクローズにすることで対応は不可能なんでしょうか。
0:29:24	規制庁の石井です。もちろん容器の名前とかその部分だけはこれまでの合意に基づいて消せるというのは、そこまでは対応できるかと思うんですけど。
0:29:38	何か容器の名前も入ってない参考文献自身をクローズにするということが、
0:29:45	何か。
0:29:47	ちょっと若干、
0:29:49	そもそも文献自身がオープンになっているのに、それをクローズにするっていうことが、
0:29:56	あんまり規制庁の方針としてちょっとどこまでいえるかなという
0:30:04	ことなんですけれども、
0:30:07	逆にその参考文献自身を使っている部分の参考文献のNo.
0:30:17	クローズにするっていうことでの対応は難しいでしょうか。
0:30:36	今のようやり方でできる。
0:30:40	どうかなって、多分、
0:30:42	できるかなとは思んですけどもちょっと検討させていただきたいと思います。
0:30:49	規制庁の施設長の今の案件は特に特別直接の審査に関わることはないんですけども、情報公開という観点から規制庁がもうそれなりの根拠を持ってクローズにしないとイケないと思うので、
0:31:04	もちろん影響があるんだったら影響がある旨を適切に説明していただければいいですし、今までの流れからすると。
0:31:12	容器の名前は黒にするということで、そこまでは
0:31:18	合意が得られているのかなと思うんですけども、そもそも料金名前が入っていない文献名をクローズにするという方針が適切なのかどうかっていうのは、
0:31:30	ちょっとを使っている文献のその参考文献のNo.をクローズにすることによって対応できないかどうかっていうのも含めてちょっと御検討いただければなという

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

	ふうに思います。もちろんクローズしなきゃいけないものは腫瘍としますので、そこは適切に理由を説明していた。
0:31:50	かければできるかなと思います。よろしくお願いします。
0:31:56	環境技術のタカツドでございますが、鉄塔の検討することと承りました。
0:36:34	はい。
0:36:42	わかりました。
0:36:44	規制庁のホデでございます。確認ですけれども、熱解析の時結論。
0:36:53	ポーリングの温度に関して、熱解析の結果で 124.4 という結果が出ているということに対して、熱解析の結論として、洞道リングのいろんな健全性評価を行う上では、
0:37:11	130. 何がしの温度を使用するということが書かれている。
0:37:17	のと、
0:37:18	はそれは熱解析で出ています。それに対して構造解析とか、熱解析密封解析のその該当する説明の部分、Aの 6-3 かな。
0:37:34	というところでは
0:37:37	要は熱解析の結果から 140 度と
0:37:41	いうことになってます。その説明が相違する部分について、もう一度御説明いただければと思います。
0:38:13	よろしいですか。
0:38:18	今、
0:38:19	今の御指摘でございますけども、熱解析で 130 というのはリング自体の顕熱的な健全性ということでの評価をしております、密封解析のほうでは構造ということで、
0:38:36	密封性能を解析の計算解析する上で、より 140.6 という視点で設定しておりますけれども、今ご指摘いただいた観点でもう一度内容をちょっと確認。
0:38:54	させていただきます、
0:38:56	そして、
0:38:58	それで、
0:39:00	対応させていただきたいと思います。
0:39:55	ちょっとこれ規制庁のほうでございます。同じ観点ですね、要はここで密封
0:40:03	装置の温度ですね収納容器の温度についてもやはり同じではないかなと
0:40:11	労使OBの 20kA5 ポツ、bの 5 ポツ 3 のところですが、最高温度は 130.56 度ということに対して

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:40:26	Aの6-3-1の構造の収納容器については、の温度については167度と言う説明がなされています。ここ、これについてももう一度ご報告にいただきたいと思 います。
0:40:44	よろしくお願いいたします。
0:49:20	規制庁の石井です。今ホデの方から確認事項として挙げた点をもう一度確認 させてもらいたいですけども今、こちらで見た限り、
0:49:31	熱解析で使っている温度で混合熱解析の部分で° 使用しますと宣言しておい て、構造解析と密封改正機能のところでは違う温度が使われてるというふうな 理解をしてるんですけれども、
0:49:48	その違う温度について、どのように考えているかという部分をちょっと御説明い ただきたいのと、考え方についてはきちんと今の申請書に書かれているんで あれば、
0:50:03	その部分をどこに書かれているかの説明を今この場でちょっとお願いします。
0:50:20	はい。
0:50:21	また、
0:50:26	原子力機構環境技術課の高橋でございます。
0:50:29	各所によってそれぞれ数値が違うことについての考え方が知っとう変更申請 書には書いてございませんので、
0:50:41	その点につきまして、
0:50:47	検討して、
0:50:49	検討して修正するなり、
0:50:51	させていただきたいと思ます。
0:51:11	規制庁の石井です。今確認したポイントについてもし、
0:51:17	適切に説明ができないのであれば、その点については、説明が得られないと、 ちょっと審査が進められないと思ますので、
0:51:29	ちょっと今考えられてる適切性温度が違うものが設定されているポイントにつ いて、きちんと申請書の中、
0:51:39	もうご説明いただく必要があるかなと思ますので、そこはもう一度ちょっと、
0:51:44	持ち帰ってご検討いただければと思ます。温度の設定の妥当性については もう、こちらでもっと審査するしかないと思ますけれども、なぜ違う温度を設 定したかを明確化していただかないと、その妥当性が落ちるため審査できない 状況なのかなと思するので、
0:52:05	今持ち帰って5000もう一度再検討していただけるということなので、そこはよ ろしくお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたので、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:52:37	はい。
0:52:41	JAさんと規制庁面談、これで核燃料輸送物設計承認変更申請に係る面談終了いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。